

IP通信網サービス契約約款別冊 【現改比較表】 2023年3月1日現在

～2023年3月31日

2023年4月1日～

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))

目次

第1章～第5章 (略)

第6章 料金等

第25条 (略)

第26条 [プリペイドパッケージの販売](#)

目次

第1章～第5章 (略)

第6章 料金等

第25条 (略)

第26条 [削除](#)

別記

1～5 (略)

料金表

第1表～第3表 (略)

第4表 [プリペイドパッケージに関する料金](#)

別記

1～5 (略)

料金表

第1表～第3表 (略)

第4表 [削除](#)

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 (略)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～6	(略)
7 <u>プリペイド式モバイルアクセス</u>	<u>モバイルアクセス（特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約及び卸Xi契約に係るものに限り、）に関する料金の支払いについて、第26条(プリペイドパッケージの販売)に規定するプリペイドパッケージを利用することを条件として行われる通信</u>

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 (略)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～6	(略)
7 <u>削除</u>	<u>削除</u>

第2章 オープンコンピュータ通信網サービスの種類等

(オープンコンピュータ通信網サービスの種類)

第3条～第16条(略)

第16条 当社は、共通編第13条（IP通信網契約に基づく権利の譲渡）第1項及び第2項の規定により第2種利用権が第2種契約に基づいて第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほか次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) その第2種契約に基づく契約において、契約に基づく権利の譲渡が認められていないとき。
- (2) その第2種契約（料金表第1表（料金）に規定するタイプ6-3のコース1に係るもので、別記2（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの貸与）に規定する音声通話機能付き契約者カードを利用するものに限ります。）の他、当社のモバイルアクセスサービス契約約款に定めるモバイルアクセス契約（カテゴリWに係るもので、その第2種契約と同時に利用するものに限ります。）に基づく権利の譲渡が認められていないとき。
- (3) タイプ6-3のコース2に係るもの。

第2章 オープンコンピュータ通信網サービスの種類等

(オープンコンピュータ通信網サービスの種類)

第3条～第16条(略)

第16条 当社は、共通編第13条（IP通信網契約に基づく権利の譲渡）第1項及び第2項の規定により第2種利用権が第2種契約に基づいて第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほか次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) その第2種契約に基づく契約において、契約に基づく権利の譲渡が認められていないとき。
- (2) その第2種契約（料金表第1表（料金）に規定するタイプ6-3のコース1に係るもので、別記2（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの貸与）に規定する音声通話機能付き契約者カードを利用するものに限ります。）の他、当社のモバイルアクセスサービス契約約款に定めるモバイルアクセス契約（カテゴリWに係るもので、その第2種契約と同時に利用するものに限ります。）に基づく権利の譲渡が認められていないとき。
- (3) 削除

第5章 通信

(料金適用上必要な事項の測定等)

第22条～第25条 (略)

(プリペイドパッケージの販売)

第26条 当社は、料金表第4表(プリペイドパッケージに関する料金)に掲げるプリペイドパッケージを販売します。

2 当社は、プリペイドパッケージ購入後の返品及び交換は行いません。

3 当社は、プリペイドパッケージの換金を行いません。

4 プリペイドパッケージを使用することができる期間は、当社が別に定めるところによります。

5 プリペイドパッケージの販売について、この約款に定めのない事項については当社が別に定めるところによります。

(注) 本条第4項又は第5項の別に定めるとはOCN モバイル ONE プリペイドパッケージ利用規約を指します。

第5章 通信

(料金適用上必要な事項の測定等)

第22条～第25条 (略)

(プリペイドパッケージの販売)

第26条 削除

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容						
(1)~(6)	(略)						
(6) タイプ6 - 3の区分に 係る料金の適 用	<p>ア 当社は第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を、コース1の場合には第2種契約者からの申込みを承諾した日から起算して10日後、<u>コース2の場合は別に定める日</u>とします。</p> <p>(注) <u>本欄に規定する、別に定めるとはOCN モバイル ONE プリペイドパッケージ利用規約を指します。</u></p> <p>イ モバイルアクセスに係る通信条件については、以下に定めるとおりとします。</p> <p>(ア) モバイルアクセスに係る提供区域は、特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約、卸Xi契約および卸5G契約に規定する通信区域とします。</p> <p>(イ) モバイルアクセスの通信品質は、一般消費者による利用を前提に設計されており、法人において通信の中断等で業務に支障が生じる可能性がある利用を想定したものではありません。</p> <p>(ウ) (イ)までに定めるほか、サービス提供区域、電波伝播条件による通信場所の制限通信場所、通信利用の制限等については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ウ タイプ6-3には、次の区分があります。</p> <table border="1" data-bbox="342 1254 1093 1485"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>当社の提供区間についてモバイルアクセスに係る特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款共通編別記17の(4)のケに規定する特定協定事業者の卸提供区間を含めて当社がその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td><u>削除</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	コース1	当社の提供区間についてモバイルアクセスに係る特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款共通編別記17の(4)のケに規定する特定協定事業者の卸提供区間を含めて当社がその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの	コース2	<u>削除</u>
区 分	内 容						
コース1	当社の提供区間についてモバイルアクセスに係る特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款共通編別記17の(4)のケに規定する特定協定事業者の卸提供区間を含めて当社がその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの						
コース2	<u>削除</u>						

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容						
(1)~(6)	(略)						
(6) タイプ6 - 3の区分に 係る料金の適 用	<p>ア 当社は第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を、コース1の場合には第2種契約者からの申込みを承諾した日から起算して10日後とします。</p> <p>(注) <u>削除</u></p> <p>イ モバイルアクセスに係る通信条件については、以下に定めるとおりとします。</p> <p>(ア) モバイルアクセスに係る提供区域は、特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款共通編別記17の(4)のケに規定する卸FOMA契約、卸Xi契約および卸5G契約に規定する通信区域とします。</p> <p>(イ) モバイルアクセスの通信品質は、一般消費者による利用を前提に設計されており、法人において通信の中断等で業務に支障が生じる可能性がある利用を想定したものではありません。</p> <p>(ウ) (イ)までに定めるほか、サービス提供区域、電波伝播条件による通信場所の制限通信場所、通信利用の制限等については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ウ タイプ6-3には、次の区分があります。</p> <table border="1" data-bbox="1391 1150 2141 1485"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>当社の提供区間についてモバイルアクセスに係る特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款共通編別記17の(4)のケに規定する特定協定事業者の卸提供区間を含めて当社がその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td><u>削除</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	コース1	当社の提供区間についてモバイルアクセスに係る特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款共通編別記17の(4)のケに規定する特定協定事業者の卸提供区間を含めて当社がその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの	コース2	<u>削除</u>
区 分	内 容						
コース1	当社の提供区間についてモバイルアクセスに係る特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款共通編別記17の(4)のケに規定する特定協定事業者の卸提供区間を含めて当社がその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの						
コース2	<u>削除</u>						

	定するもの
コース2	<u>当社の提供区間についてプリペイド式モバイルアクセスに係る特定卸事業者のIP通信網サービス契約約款共通編別記17の(4)のケに規定する特定協定事業者の卸提供区間を含めて当社がその第2種契約に係る料金を設定するもの</u>

エ～キ (略)

ク コース2 には次の区分があります。

区 分	内 容
<u>メニュー1</u>	<u>最低利用期間がないもの</u>

ケ メニュー1 には次の区分があります。

区 分	内 容
<u>プラン2</u>	<u>当社がプリペイド式モバイルアクセスに係る利用期間及び当該利用期間における1暦日の累計パケット数を409600パケットに設定するもの</u>
<u>プラン3</u>	<u>当社がプリペイド式モバイルアクセスに係る利用期間及び当該利用期間の累計パケット数を8192000パケットに設定するもの</u>

コ プラン2 には、次の区分があります。

区 分	内 容
<u>20日</u>	<u>利用期間を20日とし、当該利用期間における1暦日の累計パケット数を409600パケットに設定するもの</u>
<u>50日</u>	<u>利用期間を50日とし、当該利用期間における1暦日の累計パケット数を409600パケットに設定するもの</u>

備考

- 当社は第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を第2種契約者からの申込みを承諾した日

エ～キ (略)

ク 削除

ケ 削除

コ 削除

サ 削除

から起算して10日後とします。ただし、区分50日に係るものについては、11に規定する日を第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日とします。

2 当社は、アに規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から利用期間満了後30日経過後までメールアドレスを提供します。

3 前項に規定するメールアドレスの提供の終了をもって契約終了となります。

4 第2種契約者は、当該第2種契約を解除することはできません。

5 第2種契約者は、特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことはできません。

6 第2種契約者は、1-2-5（付加機能利用料）に規定する付加機能を利用することはできません。

7 プラン2に係る電子メールは1契約につき1のメールアドレスとし、第2種契約者は、追加の請求を行うことはできません。

8 当社は、第2種契約（区分50日に係るものに限ります。）の申込みは第2種契約者（プラン2に係る者に限ります。）によるもののみ承諾します。

9 前項において、当社が申込みを承諾する期間は、第2種契約（プラン2に係るものに限ります。）の利用期間満了の10日前から第2項に規定するメールアドレスの提供の終了日までとし、第2種契約者はこの期間において1回まで申込みを行うことができます。

10 第8項の申込みがあったときは、当社は、次表に掲げる日を第2種オープンコンピュータ通信網サービス（区分50日に係るものに限ります。）の提供を開始した日とみなします。

区 分	第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日
利用期間満了までに申込みを承諾した場合	契約中の第2種契約（プラン2に係るものに限ります。）の利用期間満了日翌日
利用期間満了からメールアドレスの提供の終了までに申込みを承諾した	当社が申込みを承諾した日の翌日

場合

- 11 第2種契約者は、プラン2への細目又は区分等の変更の請求を行うことはできません。
- 12 第2種契約者（プラン2に係る者に限ります）は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更（タイプ6-3のコース1のメニュー1のプラン1を除きます。）の請求を行うことはできません。
- 13 12の場合において、変更後の区分の定額利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。また、変更後の区分においてプリペイド式モバイルアクセスを利用することはできません。

サ プラン3には、次の区分があります。

区 分	内 容
初回容量 1 GB	当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日の属する月の
追加容量 1 GB	3ヶ月後の月末までに利用可能な累計パケット数を8192000パケットに設定するもの

備考

- 1 当社は第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を第2種契約者からの申込みを承諾した日とします。
- 2 当社は、アに規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から利用期間満了後30日経過後までメールアドレスを提供します。
- 3 前項に規定するメールアドレスの提供の終了をもって契約終了となります。
- 4 第2種契約者は、当該第2種契約を解除することはできません。
- 5 第2種契約者は、特定ダイヤルアップ回線を使用して通信を行うことはできません。
- 6 第2種契約者は、1-2-5（付加機能利用料）に規定する付加機能を利用することはできません。
- 7 プラン3に係る電子メールは1契約につき1のメールアドレスとし、第2種契約者は、追加の請求を行うことはできません。

- 8 当社は、第2種契約（区分追加に係るものに限ります。）の申込みは第2種契約者（プラン3に係る者に限ります。）によるもののみ承諾します。
- 9 前項において、当社が申込みを承諾する期間は、第2種契約（プラン3に係るものに限ります。）の契約終了日までとします。
- 10 第2種契約者は1歴月につき6回まで当該第2種契約の申込みを行う事ができます。
- 11 第2種契約者は、プラン3への細目又は区分等の変更の請求を行うことはできません。
- 12 第2種契約者（プラン3に係る者に限ります）は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更（タイプ6-3のコース1のメニュー1のプラン1を除きます。）の請求を行うことはできません。
- 13 12の場合において、変更後の区分の定額利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。また、変更後の区分においてプリペイド式モバイルアクセスを利用することはできません。

1-2 料金額 1-2-1~1-2-2 (略)			1-2 料金額 1-2-1~1-2-2 (略)		
1-2-3 電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額			1-2-3 電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額		
区 分	単 位	料 金 額	区 分	単 位	料 金 額
追加利用するメールアドレスが1までの場合		250円 (275円)	追加利用するメールアドレスが1までの場合		250円 (275円)
追加利用するメールアドレスが1を超える29までの場合	追加利用するメールアドレス1ごとに月額	100円 (110円)	追加利用するメールアドレスが1を超える29までの場合	追加利用するメールアドレス1ごとに月額	100円 (110円)
備考			備考		
<p>1 当社は1の第2種契約 (タイプ6-3のコース2を除きます。) につき、29までのメールアドレスを追加提供します。</p> <p>2 提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、第2種契約 (タイプ3のコース2及びコース3に係るものを除きます。) に係る定額利用料等の支払いを不要とします。但し、利用開始月の申込み、又は解約が複数回行われた際は、請求をさせていただく場合があります。</p>			<p>1 当社は1の第2種契約につき、29までのメールアドレスを追加提供します。</p> <p>2 提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、第2種契約 (タイプ3のコース2及びコース3に係るものを除きます。) に係る定額利用料等の支払いを不要とします。但し、利用開始月の申込み、又は解約が複数回行われた際は、請求をさせていただく場合があります。</p>		

料金表

通則（略）

第1表～第3表（略）

第4表 [プリペイドパッケージに関する料金](#)

1 適用

区 分	内 容
プリペイドパッケージに関する料金の適用	当社は、次表に掲げるプリペイドパッケージを販売します。

1 [料金表第1表（料金）の\(18\)ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用に規定するユニバーサルサービス料金相当額及び電話リレーサービス料金相当額を含みます。](#)

2 [当社は、プリペイドパッケージを販売するにあたって、次表に掲げるプリペイドパッケージの種類を定めます。](#)

種 別	内 容
初回SIMパッケージ期間型	プリペイド式モバイルアクセスを提供するために当社が販売するプリペイドパッケージであって、料金表第1表（料金）に規定するタイプ6-3のコース2のメニュー1のプラン2の申込みに係るもの
期間延長パッケージ	プリペイド式モバイルアクセスの利用期間の延長を希望する第2種契約者（タイプ6-3のコース2のメニュー1のプラン2に係わる者に限ります。）に対して当社が販売するプリペイドパッケージ
初回SIMパッケージ容	プリペイド式モバイルアクセスを提供するために当社が販売する

料金表

通則（略）

第1表～第3表（略）

第4表 [削除](#)

<u>量型</u>	<u>プリペイドパッケージであって、料金表第1表（料金）に規定するタイプ6-3のコース2のメニュー1のプラン3の申込みに係るもの</u>
<u>容量追加パッケージ</u>	<u>プリペイド式モバイルアクセスの通信容量の追加を希望する第2種契約者（タイプ6-3のコース2のメニュー1のプラン3に係わる者に限ります。）に対して当社が販売するプリペイドパッケージ</u>

2 プリペイドパッケージ料金

(1) タイプ6-3のコース2のメニュー1に係るもの

<u>区 分</u>		<u>単 位</u>	<u>料金額</u>
<u>初回SIMパッケージ期間型</u>	<u>20日</u>	<u>1のパッケージごとに</u>	<u>2,800円</u> <u>(3,080円)</u>
<u>期間延長パッケージ</u>	<u>50日</u>	<u>1のパッケージごとに</u>	<u>2,200円</u> <u>(2,420円)</u>
<u>初回SIMパッケージ容量型</u>	<u>初回容量1GB</u>	<u>1のパッケージごとに</u>	<u>3,200円</u> <u>(3,520円)</u>
<u>容量追加パッケージ</u>	<u>追加容量1GB</u>	<u>1のパッケージごとに</u>	<u>2,000円</u> <u>(2,200円)</u>
<u>備考</u>			

<p>1 <u>当社は、メールアドレスを当社が指定する方法により割り当てます。</u></p> <p>2 <u>当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が指定する方法で、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。</u></p> <p>3 <u>電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社のホームページ (https://support.ocn.ne.jp/ocn/support/pid2990021006) に定めるところによります。</u></p> <p>4 <u>第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が採用するコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。</u></p> <p>5 <u>コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が採用するウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。</u></p> <p>6 <u>この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社のホームページ (https://service.ocn.ne.jp/option/mail/vcheck-s-mail.html) に定める方法により利用可能とします。</u></p> <p>7 <u>この備考の4の電子メールの転送の停止により、第2種契約者の電子メールの利用に何らかの不利益が生ずる場合があることについて、第2種契約者はあらかじめ同意するものとします。</u></p>	

